

# 浜町企業用地売却に係る プロポーザル実施要領

令和3年7月

蒲 郡 市

## 公募型プロポーザル方式による募集の趣旨

蒲郡市では、令和3年3月31日付けで用途廃止した蒲郡市浜町仮設ソフトボール場跡地について、活用の方針を検討し、市有財産の有効活用と財源確保のため、民間企業へ売却することとしました。

本市では、少子高齢化が愛知県平均を上回るペースで進んでおり、特に今後の地域の担い手となる若い世代の人口減少が進んでいます。また、本市では平坦な土地が少なく、まとまった企業用地の確保が難しいことから、市内企業が周辺自治体に流出しており、働く場が少ないことが、人口の流出にもつながっています。

今回売却する企業用地が位置する浜町は、臨海部に位置しており、大型岸壁のある蒲郡埠頭に隣接していることから、蒲郡市都市計画マスタープランにおいて工業地区として位置付けられています。この浜町企業用地を売却することにより、市民の働く場を確保し、市の産業活性化に資することを目指します。

つきましては、周辺の環境に配慮をしつつ、地域経済の振興に寄与いただける企業を公募いたします。売却にあたっては、企業からの提案を通して多角的な観点から総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により募集するものです。

< 目次 >

◆ 1 公募型プロポーザル方式による売却の概要	3
◆ 2 参加者の資格	4
◆ 3 選定委員会による評価	4
◆ 4 スケジュール	5
◆ 5 参加表明から企画提案までの手順	5
◆ 6 買受候補者との協議及び買受事業者との契約の締結	9
◆ 7 売買代金の支払い、土地の引渡し及び所有権移転登記	10
◆ 8 契約不適合責任	10
◆ 9 その他の留意事項	10
◆ 10 優遇制度	11
◆ 売却物件案内書	13

## 1 公募型プロポーザル方式による売却の概要

### (1) 売却方法

公募型プロポーザルの参加申込者が提示した企画提案書等の内容について選定委員会による審査を行い、浜町企業用地において行う事業について最も優秀な提案を行った事業者に売却します。

### (2) 売却対象物件

所 在	地目	面 積	売却最低価格
蒲郡市浜町72番	雑種地	27,242.49 m <sup>2</sup>	633,388,000 円
蒲郡市浜町73番7	宅地	2,081.02 m <sup>2</sup>	
合計		29,323.51 m <sup>2</sup>	

### (3) 位置図



## 2 参加者の資格

応募資格は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 売却物件の引渡しを受けてから3年以内に、提案した事業で、操業を開始し、契約締結日から10年を経過するまで当該事業を継続する者
- (2) 指定期日までに前払い金及び売買代金の支払が可能な者（選定された買受事業者が指定期日までに前払い金及び売買代金残金の支払いができない場合は、契約を解除します。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年12月1日施行）

及び蒲郡市物品の購入、物品の製造の請負及び物品の売却に係る指名競争入札、見積書徴取事務処理要領（平成4年1月1日施行）による指名停止期間中でない者

- (5) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 国税、県税及び市税の滞納がない者

### 3 選定委員会による評価

#### (1) 選定委員会

提案書に係る評価については、「浜町企業用地売却先選定委員会」（以下「選定委員会」という）を組織し、提出された提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより評価します。なお、選定委員は審査の公平を期すために非公表とします。

#### (2) 評価方法

選定委員会では、提案書及びその附属資料の内容について、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、原則として第1順位の最も多い提案者を買受候補者として特定します。第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により買受候補者を特定します。提案書提出者数が一者でも評価を行うものとし、選定基準点以上の点数を得られなかったときは買受候補者を特定しません。また、正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、提案を辞退したものとします。

#### (3) 評価基準

提案書等の評価項目及び配点は次のとおりとし、100点満点で評価します。選定基準点は50点とします。

##### ア 企画提案に関する評価 60点

##### (ア) 事業主体に関する評価

##### a 現在の経営状況

##### (イ) 事業内容に関すること

##### a 当該施設における事業内容

##### b 投資予定額及び内容

##### (ウ) 雇用に関すること

##### a 就業する従業員数及び雇用形態

##### b 蒲郡市民の雇用者数及び雇用形態

##### (エ) 周辺環境への影響に関すること

- a 環境保全のための取組み(地域貢献への取組みを含む)
- (オ) その他
  - a 自由提案(市の活性化につながるものなど)
- イ 市内拠点に関する評価 10点
  - a 市内企業による買受
- ウ 買受希望価格に関する評価 30点
- (4) 買受希望価格提案の無効
 

次のいずれかに該当する買受希望価格提案は、無効とします。

  - ア 売却最低価格を下回る買受希望価格による提案
  - イ 買受希望価格提案に所定の記名がない提案
  - ウ その他買受希望価格に関する条件に違反した提案

#### 4 スケジュール

予定日程	内 容
令和3年7月21日(水)	参加募集の公告(実施要領の配布開始)
令和3年7月30日(金)まで	質問書の受付
令和3年8月5日(木)まで	質問書に対する回答
令和3年7月26日(月) ～令和3年8月10日(火)	参加表明書の提出
令和3年8月13日(金)まで	提案書提出者の選定通知 (参加表明結果の通知)
令和3年8月16日(月) ～令和3年9月17日(金)	提案書の提出
令和3年9月27日(月) ～令和3年10月1日(金)	プレゼンテーション及びヒアリング
令和3年10月5日(火)まで	特定結果通知(買受候補者の特定)
特定結果通知日 ～土地売買契約締結日	契約内容等に関する調整
令和3年10月下旬	土地売買契約締結
令和3年12月中旬	蒲安市議会での議決
令和4年1月中旬	前払い金支払い
令和4年2月下旬	残金支払い、引渡し、所有権移転登記

※日程は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

#### 5 参加表明から企画提案までの手順

- (1) 実施要領の配布
  - ア 配布期間
    - 令和3年7月21日(水)から令和3年8月10日(火)まで
  - イ 配布場所

- (ア) 蒲郡市役所 総務部 財務課  
土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く。)

(イ) 蒲郡市ホームページ

## (2) 参加表明書の提出

参加を希望される方は、次に掲げる書類を整え、提出してください。

### ア 提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年8月10日(火)まで  
土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く。)

### イ 提出場所

蒲郡市役所 総務部 財務課  
(郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

### ウ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 法人の登記事項証明書(発行から3か月以内のもの。)
- (ウ) 法務局に登録してある法人の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの。)
- (エ) 納税証明書(発行から3か月以内のもの。)
  - a 未納の国税がないことを示す証明書
  - b 未納の県税がないことを示す証明書
  - c 未納の市税がないことを示す証明書
- (オ) 誓約書(様式2)
- (カ) 注意事項承諾書(様式3)

### エ 提出方法

参加希望者は、参加表明書に必要な書類を添えて、財務課窓口へ提出してください。(郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

### オ 提案書提出者の選定通知(参加表明結果の通知)

本要領に定めた要件を満たすかを確認し、要件を満たした者に対しては提案書提出者として選定した旨を、要件を満たさなかった者に対しては提案書提出者として選定しなかった旨を、令和3年8月13日(金)までに書面で通知します。

### カ その他

- (ア) 書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取り消します。
- (イ) 書類提出後は、追加・修正を一切認めず、いかなる理由でも書類は返却しません。
- (ウ) 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)の規定により、公開する場合があります。
- (エ) 参加申込みに際して取得する個人情報は、本契約関係事務のために収集す

るものであり、事務の目的外の利用・保有については、蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）により制限されます。

(ウ) 提案書提出者の信用調査を実施します。信用調査業者から書類提出の依頼があった場合には協力をお願いします。

(3) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

令和3年7月30日（金）まで

土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時を除く。）

イ 質問書の受付方法

質問書（様式4）により、蒲郡市役所総務部財務課宛にFAXまたは電子メールにて提出してください。電話による問い合わせには対応いたしません。なお、受信確認のため、送信後に財務課へ電話連絡をしてください。

(ア) 送付先 FAX番号 0533-66-1183

電子メール zaimu@city.gamagori.lg.jp

(イ) 連絡先 電話番号 0533-66-1158

ウ 質問に対する回答

(ア) 質問に対する回答は、質問事業者名を伏せ、令和3年8月5日（木）までに、随時蒲郡市ホームページ内に掲載します。ただし、質問の内容により企業が特定されるなど、質問者に不利益が発生する恐れがあると判断する場合は個別に回答することがあります。

(イ) 回答の内容及びその他の内容修正は、本要領の追加・訂正として取り扱うものとします。提案書はこの内容を踏まえて提出してください。

(ウ) 質問及び回答は、本要領に関するものとします。それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものには回答しません。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類（各10部（正本1部、副本9部）提出）

(ア) 提案書表紙（様式5）

(イ) 提案書（任意様式）

提案書は、事業内容について、3(3)の評価基準の内容に留意して記載してください。

(ウ) 価格調書（様式6）

a 買受希望価格は、算用数字を使用し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

b 金額を訂正した場合は、無効となります。

(エ) 企業の定款の写し

(オ) 企業の概要がわかるパンフレット等

(カ) 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計



算書)

イ 提出期間

令和3年8月16日(月)から令和3年9月17日(金)まで  
土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く。)

ウ 提出場所

蒲郡市役所 総務部 財務課

(郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

エ 提案書作成要領

(ア) 提案書の様式

- a 用紙は基本的に全てA4版とし縦置き横書きとしてA4版を左綴じすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えありません。頁数は15頁を上限とする。15頁以下でも差し支えありません。(採点への影響はない)
- b 表紙と背表紙に、プロポーザル名と応募事業者名を記入すること。
- c 両面印刷とすること。
- d 頁番号は目次を除いた部分を通し番号とすること。A3サイズについては2頁カウントとする。なお、表紙、背表紙及び目次は頁数に含めません。
- e 本文を表記する文字のポイントは、原則として10.5ポイント以上とすること。

(イ) 留意事項

- a 提案書の記述は明確かつ定量的、具体的に記述すること。
- b 造語及び略語は、専門用語及び一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、必要に応じて用語集を作成するなどして、別途説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- c 3(3)の評価基準の項目ごとに対象とする提案を行うこと。(3(3)イ a を除く)
- d 記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
- e 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- f 説明は文書をもって行い、図表等はその補助として用いること。図のみの説明は認めません。
- g 参加者は1つの提案しか行うことができません。

オ 提案書提出にあたっての注意事項

- (ア) 書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取り消します。
- (イ) 提案書の作成に要した費用は、全て提案書提出者の負担とします。
- (ウ) 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例の規定により、公開する場合があります。

ります。

(エ) 提案書の著作権は、提案書提出者に帰属します。また、提案書については、買受候補者を特定するためのみに使用します。なお、いったん提出された提案書は返却しません。

(オ) 審査にあたり、外部信用調査機関の意見を参考とします。

(カ) 誤字を除き、提案書提出後の提案内容の変更は認めません。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを令和3年9月27日(月)から令和3年10月1日(金)までに実施します。日時及び場所については別途通知します。ただし、提案書の書面審査により、プレゼンテーション及びヒアリングを省略する場合があります。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行います。時間は、受付順に各提案書提出者30分以内(質疑応答含む)とし、説明者を含めて提案書提出者あたり4名以内とします。

ウ プレゼンテーションの内容は提出した提案書の範囲内とし、プレゼンテーション用として別途作成することは差し支えありません。

エ 机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは市で準備しますが、パソコンその他必要な機器があれば、提案書提出者で準備してください。なお、用意するプロジェクターの仕様はエプソン「EB-X10」とします。

(6) 特定結果の公表(買受候補者の特定)

特定結果については、令和3年10月5日(火)までに、全ての提案書提出者に対し書面にて通知します。なお、特定結果に対する質疑や異議には、一切応じません。

また、特定結果は売買契約の締結後に、蒲郡市ホームページにおいて公表します。

(7) 辞退について

参加表明書を提出した後、辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出してください。

(8) その他

提出する書類のうち押印が必要なものについては、参加表明時に提出した印鑑証明書と同じ印を押印してください。

## 6 買受候補者との協議及び買受事業者との契約の締結

(1) 買受候補者との協議

本市と買受候補者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行ったうえで、当該売却物件の買受事業者として内定します。

また、買受候補者との協議の結果、売買契約を締結しないこととなった場合には、選定委員会による評価において、選定基準点以上であった提案書提出者の中

から、順位が高かった順に協議を行うこととします。

(2) 契約

買受事業者として内定した者と、令和3年10月下旬を目途に売買契約を締結します。契約に係る一切の費用は、買受事業者の負担とします。

(3) 議会の議決

予定価格が2,000万円以上で、売却面積が5,000平方メートル以上の土地の契約に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第8号及び蒲郡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第4号）第3条の規定により、蒲郡市議会の議決を受ける必要があるため、蒲郡市は令和3年12月に開催する市議会に議案として提出する予定です。この市議会の議決が得られなかったときは、この契約は無効となります。この場合において、蒲郡市は一切の責任を負いません。

## 7 売買代金の支払い、土地の引き渡し及び所有権移転登記

(1) 前払い金の支払い

ア 議会の議決後、指定期日（令和4年1月上旬を予定）までに、前払い金として売買代金の20%に相当する額（十万円未満の端数は切捨て）を納入していただきます。

イ 前払い金の放棄による契約解除はできません。

(2) 売買代金の支払い

前払い金を除く売買代金は、指定期日（令和4年2月頃を予定）までに納入していただきます。

(3) 土地の引き渡し

本件土地は、売買代金完納後に速やかに引き渡すものとします。

(4) 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金完納後に蒲郡市が行います。所有権移転登記に要する費用は、買受事業者の負担とします。

## 8 契約不適合責任

契約締結後、当該土地の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができません。

## 9 その他の留意事項

(1) 現地説明会は実施しませんので、売却物件案内書等により必ず確認をしてください。

(2) 土地の引渡し後3年を経過する日までに、提案の土地利用を開始してください。また、引渡しの日から継続して10年間、提案の土地利用をしてください。ただ

し、買受事業者が出資した関連企業による操業又は事業承継も可とします。

- (3) 土地の引渡し後の土地利用にあたっては、関係法令や条例、提案内容等を遵守してください。
- (4) 建築物の建設にあたっては、計画内容等の地元説明、近隣住民との協議を、自らの責任及び負担で行ってください。
- (5) 提案事業の実施にあたって、開発許可申請の手続きによる変更等、止むを得ない事情により、提案内容を変更する場合には、事前に文書により市に申請し、承認を得ることとします。ただし、本事業の趣旨に反する変更は認めません。
- (6) 供給処理施設の引込等については、十分協議を行うとともに、必要な申請、費用負担及び工事等は事業者の自らの負担で行ってください。
- (7) 当該土地には通常の騒音、振動規制等のほか、以下のような利用制限がありますので、ご留意ください。

ア 工場立地法に基づく緑地等

敷地面積又は建築面積が一定規模を超える場合は、緑地及び環境施設の配置が義務付けられます。

イ 蒲郡市景観計画に基づく届出

一定規模以上の建築物等を建設する場合、外観の色彩などについて基準が定められています。

ウ その他

建物建築工事にあたっては、関係法令に基づく許認可や届出等が必要になります。

- (8) 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び本市契約規則等の関係諸法令に定めるところにより処理します。
- (9) その他、土地売買契約書（案）もご精読ください。

## 10 優遇制度

売却対象物件において立地する際に活用できる可能性のある優遇制度は、次のとおりです。各種要件や手続き等、詳細は各担当窓口にお尋ねください。

(1) 地方拠点強化税制

本社機能を移転又は拡充する場合、設備投資や従業員の雇用に応じて法人税を軽減します。

ア 詳細はこちら

<https://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/zeisei/index.html>

イ 担当窓口

愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 立地指導・調整グループ

電話番号 052-954-6342

(2) 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金

高度先端分野の製造業にかかる工場もしくは研究所を新增設した場合に、工場

建設費・設備購入費の10%以内（研究所の場合は20%以内）を補助します。

ア 詳細はこちら

<https://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/yuuguu/ken.html#top>

イ 担当窓口

愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 立地推進グループ

電話番号 052-954-6372

(3) 愛知県新あいち創造産業立地補助金（Bタイプ）

サプライチェーンの中核をなす分野の製造業にかかる工場もしくは研究所を新增設した場合に、工場建設費・設備購入費の10%以内を補助します。

ア 詳細はこちら

<https://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/yuuguu/ken.html#shinaichi>

イ 担当窓口

愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 立地推進グループ

電話番号 052-954-6372

(4) 蒲郡市企業再投資促進補助金

蒲郡市内で長年工場等を営む事業者が製造業にかかる工場もしくは研究所を新增設した場合に、工場建設費・設備購入費の10%以内を補助します。

ア 詳細はこちら

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/saitoushi2.html>

イ 担当窓口

蒲郡市 産業振興部 産業政策課

電話番号 0533-66-1211

(5) 蒲郡市企業立地促進補助金

蒲郡市内で製造業にかかる工場もしくは研究所を新增設した場合に、工場建設費・設備購入費の5%以内を補助します。

ア 詳細はこちら

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/sokushin.html>

イ 担当窓口

蒲郡市 産業振興部 産業政策課

電話番号 0533-66-1211

## 【売却物件案内書】

### 1 売却物件

所在	地目	登記地積	実測地積
蒲郡市浜町72番	雑種地	27,242.00 m <sup>2</sup>	27,242.49 m <sup>2</sup>
蒲郡市浜町73番7	宅地	2,081.02 m <sup>2</sup>	2,081.02 m <sup>2</sup>
合計		29,323.02 m <sup>2</sup>	29,323.51 m <sup>2</sup>

### 2 規制等

区域区分	工業地域			
建ぺい率	60%	容積率	200%	
騒音規制	6時～8時	65dB	8時～19時	70dB
	19時～22時	65dB	22時～6時	60dB
振動規制	7時～20時	70dB	20時～7時	65dB
緑地面積率等	環境施設面積率 5%以上（うち緑地面積率5%以上）			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害警戒区域（一部）（0.01m～1.00m未満）</li> <li>・高潮浸水想定区域（0.3m～3.0m未満）</li> </ul>			

### 3 接道状況

東西南北全てが、道路に接道（西側のみ乗入口あり）		
東側（臨港道路）	幅員約27.5m	片側2車線
西側（市道）	幅員約28.0m	片側2車線
南側（県道）	幅員約26.6m	片側2車線
北側（臨港道路）	幅員約27.5m	片側2車線

### 4 供給施設の状況

電気	電気事業者を確認
上水道	南側道路に配管（φ200）
工業用水	配管あり（詳細は東三河水道事務所に確認）

下水道	認可区域外につき下水道なし（浄化槽処理等で基準値以下にして排水。但し、蒲郡市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱に基づき全量もしくは一部の接続が可能となる場合があります。）
都市ガス	ガス管あり（詳細は都市ガス事業者を確認）
通信	通信事業者を確認

## 5 交通機関

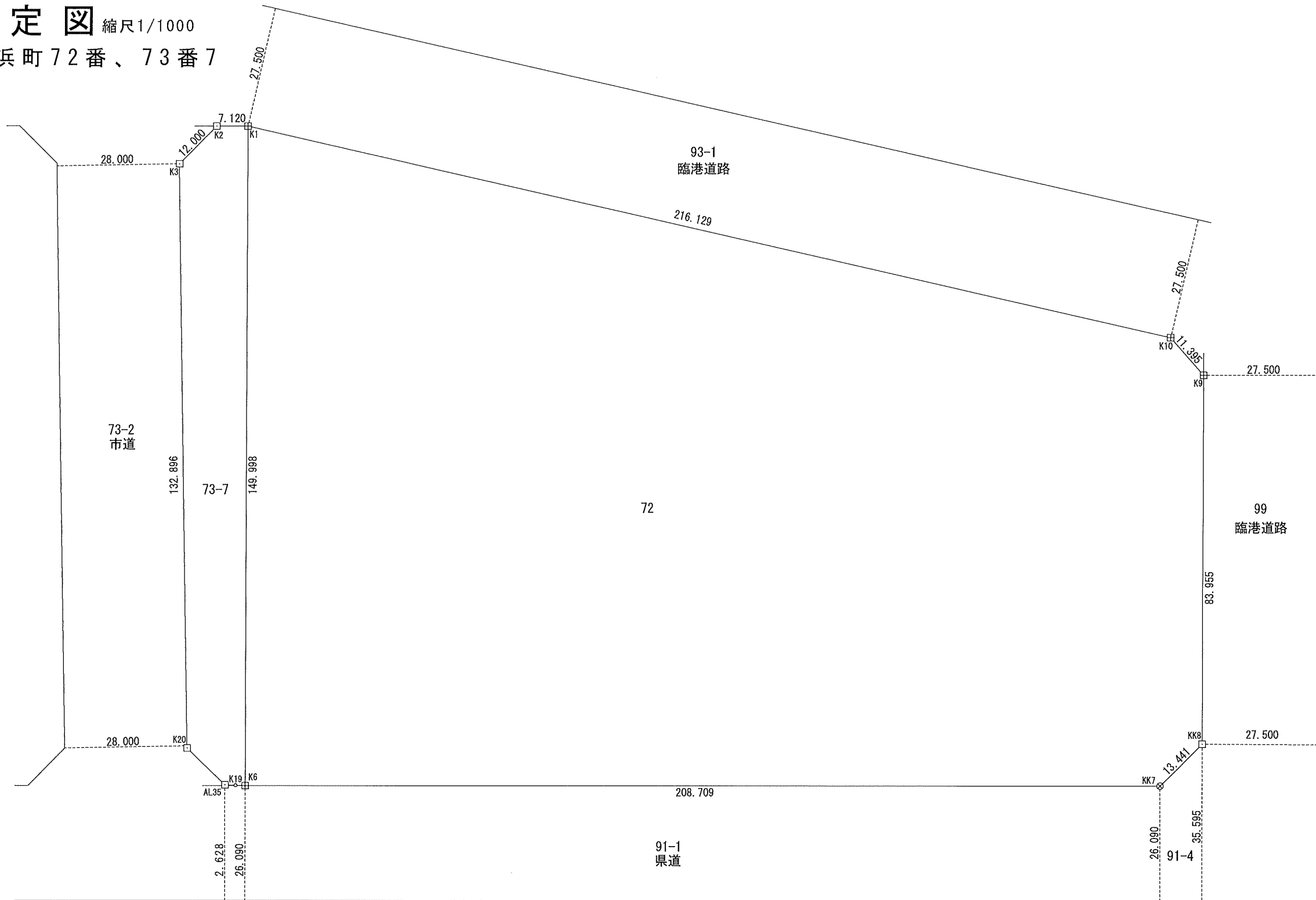
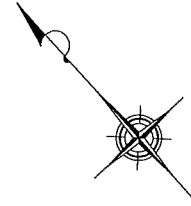
高速道路	東名高速道路 音羽蒲郡 I C 約 12.3 km 新東名高速道路 岡崎東 I C 約 17.7 km
自動車専用道路	国道 23 号蒲郡バイパス 蒲郡西 I C 約 4.4 km 蒲郡 I C 約 6.4 km
鉄道	J R 東海道本線・名鉄蒲郡線 蒲郡駅 約 2.5 km (名古屋駅から約 40 分)

## 6 その他

- ・売却物件を含む浜町は、企業庁により昭和 48 年に造成された地区です。
- ・売却物件のうち 72 番の土地は昭和 48 年に市が企業庁から、73 番 7 の土地は昭和 55 年に市が民間事業者から買受け、昭和 55 年から令和 2 年まで仮設ソフトボール場として活用していました。
- ・市は買受け当時から現在に至るまで、当該地に建物を建築していません（トイレ及びフェンス等簡易的なものは除く）。
- ・全面的に約 1 m の盛土を施しています。
- ・盛土部については、土壌試験を実施しており、検査項目については基準値内となっています。
- ・地中については、土壌及び地下埋設物の調査は未実施です。

# 境界確定図 縮尺1/1000

蒲郡市浜町72番、73番7



田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
□	金属プレート
⊗	金属紙
○	木杭
①	刻印(キザミ)
○	計算点
▽	ペンキ
▲	トラバース点
◎	街区基準点

単位：メートル

地番	72				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	
K6	379.656	410.904	53.653	20369.683368	
KK7	239.345	565.410	167.932	40193.684540	
KK8	239.994	578.836	69.916	16779.420504	
K9	302.101	635.326	56.671	17120.365771	
K10	313.494	635.507	-123.569	-38738.140086	
K1	490.688	511.757	-224.603	-110209.996864	
合計				-54484.982767	
合計面積				27242.4913835	
地積				27242.49 m <sup>2</sup>	

地番	73-7				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	
K1	490.688	511.757	95.584	46901.921792	
K2	495.478	506.488	-17.251	-8547.490978	
K3	494.796	494.506	-99.599	-49281.186804	
K20	394.872	406.889	-86.892	-34311.217824	
AL35	382.906	407.614	2.455	940.034230	
K19	381.209	409.344	3.290	1254.177610	
K6	379.656	410.904	102.413	38881.709928	
合計				-4162.052046	
合計面積				2081.0260230	
地積				2081.02 m <sup>2</sup>	

地番	面積	坪数
72	27242.4913835 m <sup>2</sup>	8240.85 坪
73-7	2081.0260230 m <sup>2</sup>	629.51 坪
2筆合計		29323.51 m <sup>2</sup> (8870.36坪)

図面の名称	境界確定図	
所在	蒲郡市浜町72番、73番7	
図面番号	/	縮尺 1/1000
作製年月日	令和3年7月1日	
図面作製者	蒲郡市三谷町東三丁目92番地の1 土地家屋調査士 嶋田直司	